

# 土地を所有されているみなさま

令和2年11月1日より神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例が施行されました

## 条例制定の目的

建設工事で発生した土砂は、全国各地で適切な管理がなされず（特に山間部）過剰に土砂がたい積されたことによる崩落事故が発生しています。

このようなことが、本市の特徴である都市部と山間部が近い場所において発生すると、災害発生、生活環境・自然環境等への影響がより大きなものとなることから、市民の安全・安心な暮らしを確保するため、新たに「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（市条例）」を制定しました。

## 土砂所有者に関する規定

### 1. 土地の使用に関する同意

市条例では、これまでと同様、土砂埋立て等の用に供する区域の面積が1,000㎡以上で、かつ、高さが1mを超える土砂埋立て等（事業区域外から土砂を搬入する case に限ります。）を行う場合、事前に許可を受ける必要があります。（ただし、国、地方公共団体等が行う事業、災害復旧のための応急措置等は許可不要。）

特定事業を行う場合、特定事業を行おうとする者は、事業区域全ての土地所有者より、土地使用に関する同意を所定の様式（様式第4号）により得る必要があります。

また、同意を得る際は、土地所有者に対して、特定事業の目的、面積、期間等のほか、廃棄物の土砂への混入防止、災害発生の防止のために講じる措置の内容等の説明を行ったうえで理解を得る必要があります。

### 2. 土地所有者の責務

#### 1. 施行状況の確認

○土地の使用に同意した土地所有者は、特定事業の施工中、毎月1回以上、施工状況に関する以下の事項を確認する必要があります。

- ・ 同意の際に説明を受けた内容と相違がないか
- ・ 土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生又はそのおそれがないか

なお、土地所有者が自ら土地の使用状況の確認等が困難なケースについては、土地所有者の代わりに者が確認しても結構です。

#### 2. 違反発見時の措置・報告等

○施工状況を確認した結果、説明内容と相違がある、災害発生のおそれがあることなど

が分かった場合は、特定事業を行っている者に対し、特定事業の中止、原状回復その他必要な措置を取るよう求めるとともに、市担当課（環境局事業系廃棄物対策課）に報告する必要があります。

○特定事業を行っている者が、市の勧告、命令に従わず、必要な措置を講じなかった場合で、かつ土地所有者が施工状況の確認を怠っていた場合は、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告、命令することがあります。（命令に従わなかった場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。）

【参考】市条例の対象となる土砂埋立て等

市条例の対象となる土砂埋立て等は、次のとおりです。

- 埋立て⇒周辺の地盤面より低い地点を埋め立てること
- 盛土⇒周辺の地盤面より高くなるように土砂等を盛り、水平な敷地をつくること
- 一時たい積⇒他の場所への搬出を目的として、周辺の地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛ること。



埋立て



盛土



一時たい積

【特定事業に該当する例】

残土処分場、開発事業、宅地造成、農地のかさ上げ、一時たい積 等

## 最後に

土砂の不適正な処理が発生した場合の責任は、まず、不適正処理を行った者にその責任があることは言うまでもありません。

しかしながら、土地所有者が無関心であると、法令遵守の意識が薄れ、「見つからなければよい」という意識が働き、不適正な土砂埋立てを助長しているケースが多く見受けられます。

また、本来、土地の所有者には、善良にその土地を管理する義務があります。「自分の土地は自分で守る」という意識の下、土地を貸した後も、事業の実施状況を確認するようお願いします。

※市条例の内容に関する詳しい内容は、市ホームページをご確認下さい。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a48889/business/kankyotaisaku/industry/tokuteijigyo.html>

## お問い合わせ先・担当課

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5

TEL:078-595-6192 FAX:078-595-6250

E-mail: sanpaisinsa@office.city.kobe.lg.jp